

障害者雇用納付金制度 事務説明会ご案内 (令和5年度申告申請)

常時雇用している労働者が100人を超えている企業の皆様は申告が必要となります!

開催日時			開催会場		参加対象者 (事業主)
令和5年 2月1日	(水)	13:15~16:00 ★ (30分)	岩手県二戸地区合同庁舎 (1階 大会議室)	二戸市	ハローワーク二戸・久慈管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月3日	(金)	13:15~16:00 ★ (30分)	宮古市民総合体育館 シーアリーナ (3階 大会議室)	宮古市	ハローワーク宮古管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月7日	(火)	13:15~16:00 ★ (30分)	一関保健センター (1階 多目的ホール)	一関市	ハローワーク一関管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月9日	(木)	13:15~16:00 ★ (30分)	ハローワーク大船渡 (1階 会議室)	大船渡市	ハローワーク大船渡管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月10日	(金)	9:30~12:00 ★ (15分)	ハローワーク釜石 (2階 会議室)	釜石市	ハローワーク釜石管内 (納付金・調整金関係) 定員6名となります
令和5年 2月15日	(水)	13:15~16:00 ★ (30分)	北上オフィスプラザ (2階 セミナールーム)	北上市	ハローワーク北上管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月17日	(金)	13:15~16:00 ★ (30分)	ポリテクセンター岩手 (2階 多目的ホール)	花巻市	ハローワーク花巻管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 2月22日	(水)	10:15~12:00	奥州市文化会館Zホール (2階 会議室)	奥州市	岩手県南地域 初めての 事務担当者など 
令和5年 2月22日	(水)	13:15~16:00 ★ (30分)	奥州市文化会館Zホール (2階 会議室)	奥州市	ハローワーク水沢管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 3月2日	(木)	9:45~12:00	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 会議室803)	盛岡市	岩手県全域 初めての 事務担当者など 
令和5年 3月2日	(木)	13:30~16:15 ★ (30分)	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 会議室803)	盛岡市	ハローワーク盛岡管内 (納付金・調整金関係)
令和5年 3月7日	(火)	13:30~16:15 ★ (30分)	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 会議室803)	盛岡市	ハローワーク盛岡管内 (納付金・調整金関係)


申告申請手続きを詳しくご案内します。間違いのない申告・申請書作成のためのポイントをお伝えしますのでお気軽にご参加ください。



★感染症対策★

- ・受付時の検温を実施
- ・会場への消毒薬の設置
- ・フィジカルディスタンスを確保した会場設定

★ 障害者職業センターによる事業主支援の説明

 初めての事務担当者の方向け

独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構
岩手支部 高年齢・障害者業務課
担当 大山・高橋・角田
〒020-0024
盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階
TEL 019-654-2081 FAX 019-654-2082



「障害者雇用納付金」の申告は、

常時雇用している**労働者**の総数が

100人を超えるすべての事業主が対象となります。

「常時雇用している労働者の総数が100人を超える事業主」とは、
令和4年4月から令和5年3月までの12か月のうち、常時雇用している労働者の総数が100人を超える(100.5人以上の)
月が**5か月以上(※)**あるすべての事業主です。

対象になると

障害者の雇用の有無に関わらず、障害者雇用納付金の申告義務があります。

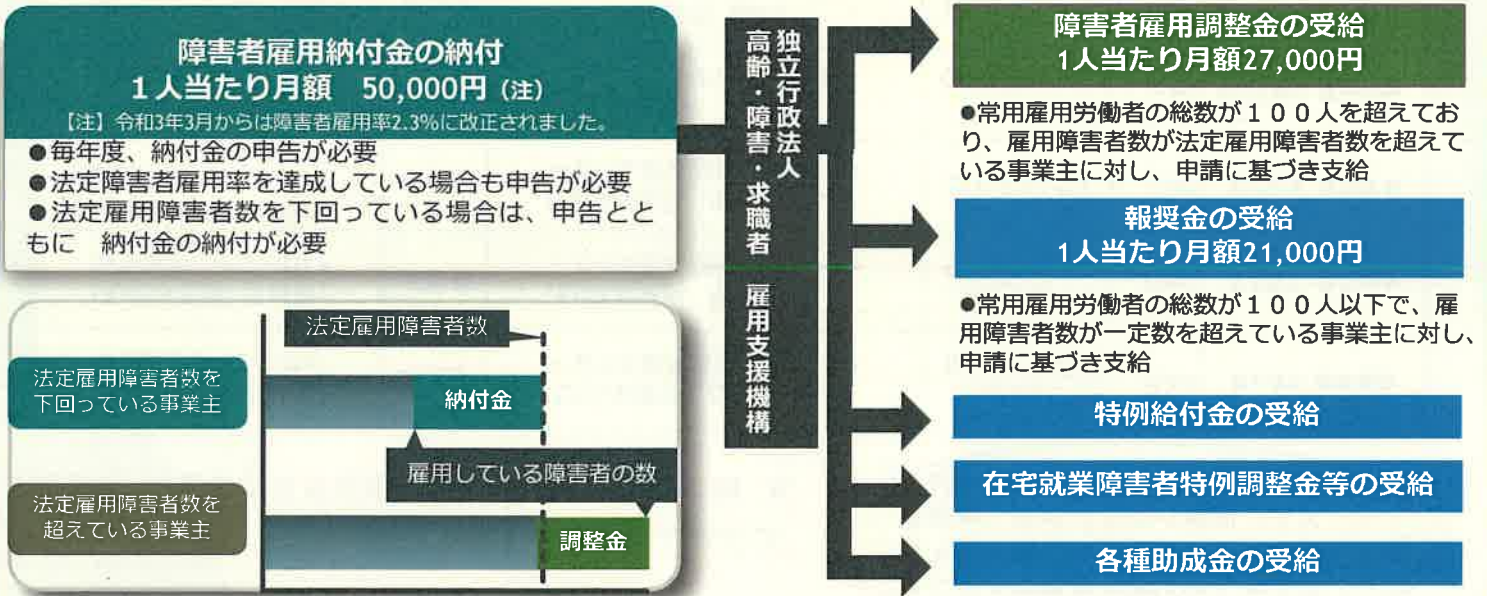
令和5年度分は、前年度(令和4年4月から令和5年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- **障害者雇用納付金の申告**を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、**障害者雇用納付金を納付する必要があります。**
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、**調整金の支給申請ができます。**

「障害者雇用納付金制度」とは、

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主ではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」に基づき設けられた制度です。



「令和5年度 障害者雇用納付金」の申告・納付期限、調整金の申請期限は、
令和5年4月1日 から 5月15日まで となります。

※ 障害者雇用調整金等の支給金は、申請期間を過ぎた申請に対しては支給できません。
※ 年度(令和4年4月～5年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

詳しくは、当機構の岩手支部 高年齢・障害者業務課にお問い合わせください。